

日本の内閣に関する次の記述ア～オのうちには妥当なものが二つある。それらはどれか。

- ア. 行政権は内閣に属すると規定されている。これは国家の行政の全てを内閣が担当するという意味ではなく、内閣が行政組織を統括する地位にあることを述べている。
- イ. 内閣の主な任務は、国会が制定した法律を執行することであって法律の制定ではないから、内閣が法律案を国会に提出することはできない。
- ウ. 内閣が条約を締結する場合、事前に又は事後に国会の承認を経る必要がある。
- エ. 内閣総理大臣は国务大臣を任命する権限を持つが罷免する権限は持たず、国务大臣を罷免する場合は閣議決定によらなければならない。
- オ. 内閣が衆議院を解散することができるのは、衆議院で内閣不信任決議案が可決、又は内閣信任決議案が否決された場合のみである。

- 1. ア, ウ
- 2. ア, エ
- 3. イ, ウ
- 4. イ, オ
- 5. エ, オ